

法人税実務事例検討

外貨での仕入代金のヘッジ目的で行った外貨預金の
税務上における繰延ヘッジ処理の取扱い

税理士法人ゆいアドバイザーズ アドバイザー 税理士 石田 昌朗

本事例における留意点

外貨での仕入代金のキャッシュフローの変動をヘッジする目的で行った期末時換算法の適用となる外貨預金は、期末においてデリバティブ取引等の時価評価損益を計上するが、繰延ヘッジ処理の要件を満たしている場合には時価評価損益の繰延ヘッジ処理を行うこととなる。

事 例

当社は12月決算法人で、外国からの原材料を輸入して国内で製品を製造して顧客に販売しています。

この輸入原材料の購入代金については、毎月末日締め翌々月末日に米国ドルでの支払が条件とされています。

最近、米国ドルの為替相場の変動が大きいことから、これらの仕入代金の為替リスクを軽減するために外貨借入れを行い、その外貨を外貨預金として支払に充てることとしました。

12月の製品の購入代金はおおむね100万米国ドルと見込まれることから、そのうちの半分に相当する50万米国ドルの外貨借入契約を11月末日に締結し、50万米国ドルの調達をし、外貨預金としました。この外貨預金は、決算期末には期末時換算法により為替換算差額の計上をする必要があるとのことですが、翌期の外貨建支払のキャッシュフローヘッジ目的で行った外貨預金であるので、繰延ヘッジ処理は認められますか。

なお、外貨借入金は3年後に一括返済する予定です。

【当社における外貨借入金の発生時の会計処理】 @130円/\$、\$ 500,000

外貨預金 65,000,000円 / 外貨借入金 65,000,000円

【当社における期末の会計処理】 @150円/\$

外貨預金 10,000,000円 / 為替換算差益 10,000,000円

(注) 外貨借入金は長期外貨建金銭債権債務に該当し、発生時換算法の適用を受けています。